

寝屋川市骨髓バンクドナー等への支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寝屋川市補助金等交付規則（平成12年寝屋川市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、寝屋川市骨髓バンクドナー等への支援助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 骨髓等 骨髓又は末梢血幹細胞をいう。
- (2) ドナー 公益財団法人日本骨髓バンク（以下「骨髓バンク」という。）が実施する骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業をいう。）により骨髓等を提供した者をいう。
- (3) 骨髓等提供完了日 ドナーが骨髓採取又は末梢血幹細胞採取に伴う入院の最終日

(助成金の交付及び交付の目的)

第3条 寝屋川市は、ドナーの骨髓等の提供に伴う負担に対し、その軽減を行うことで骨髓等を提供しやすい環境を整えることを目的として、予算の範囲内において助成金を交付する。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) ドナーであって、骨髓等提供完了日において寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者
- (2) 前号の要件に該当するドナーを骨髓等提供完了日において雇用する事業者（複数ある場合は、当該助成対象ドナーが主として勤務する事業者）であって、次のいずれにも該当する者（以下「事業者」という。）

ア 当該事業者は事業所を日本国内に設置していること。

イ 国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人又は国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人でないこと。

ウ 当該ドナーでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象者としなない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 当該骨髓等の提供について、他の地方公共団体等からこの要綱と目的を同じくする補助を受け、又は受けようとする者

（助成金の額等）

第 5 条 助成金の額は、1 回の骨髓等の提供につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) ドナー 20 万円

(2) 事業者 10 万円

（助成金の交付申請）

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の申請は、次のとおりとする。

(1) ドナー

寝屋川市骨髓バンクドナーへの支援助成金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

ア 日本骨髓バンクが発行した骨髓等の提供が完了したことを証明する書類

イ 金融機関の口座番号等を確認できる書類

ウ 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 事業者

寝屋川市骨髓バンクドナーへの支援助成金交付申請書兼請求書（様式第 2 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

ア ドナーとの雇用関係を証する書類

イ 骨髓等提供のため、前号に規定する申請者がドナーとして必要な検査等のための休暇を取得したことを確認できる書類

ウ 金融機関の口座番号等を確認できる書類

エ 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 助成金の交付を申請することができる期間は、骨髄等提供完了日から1年以内とする。ただし、期限までに申請することができない合理的な理由がある場合には、この限りでない。

(助成金の交付の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、寝屋川市骨髄バンクドナー等への支援助成金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により、不交付の決定をしたときは寝屋川市骨髄バンクドナー等への支援助成金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(標準処理期間)

第8条 前条第1項の標準処理期間は、30日間とする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、申請者が規則第16条各号のいずれかに該当し、又はこの要綱に違反したと認めるときは、第7条の決定を取り消し、当該申請者に対し、当該助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(委任等)

第10条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、助成金に関する事務を担当する部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱は、令和7年4月1日以降に本要綱に基づく対象者について適用する。